

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和7年9月16日付け令和7年北海道警察本部告示第585号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道警察本部長 友 井 昌 宏

2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

アグスタ式AW139型機体（だいせつ2号）4年定期点検 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様 仕様書のとおり

(3) 契約期間 契約締結日の翌日から令和8年3月19日まで

(4) 履行場所 北海道と受注者が協議した場所

3 入札に参加する者に必要な資格

令和7年北海道警察本部告示第584号に規定するアグスタ式AW139型機体（だいせつ2号）4年定期点検に関する資格を有すること。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部施設課

電話番号 011-251-0110 内線 2301

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部1階入札会場

（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部施設課）

(2) 入札日時 令和7年10月30日（木）午後1時30分（送付による場合は、同10月29日（水） までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 開札に立ち会う者に関する事項

(1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、有効な入札をした者のうち、入札金額が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札

に限る。) した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10 契約書作成の要否

- (1) 要する。
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

11 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令第167号の10第1項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

(3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織

- ア 名 称 北海道警察本部総務部施設課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8520
北海道札幌市中央区北2条西7丁目
ウ 電話番号 011-251-0110 内線2301

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 入札の取りやめ又は延期

この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(8) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(9) その他

入札に参加する者は、別紙の入札心得を承知すること。